

# 「古賀市スポーツ月間」の新設について（令和4年度から実施）

## 経緯・背景

運動・スポーツを普段から行う人と行わない人の二極化が進む中、近年では新型コロナウイルス感染症の影響を受け、スポーツ活動が制限される場面が幾度となく生じるなどの状況も重なり、多くの市民が積極的なスポーツ活動を控える傾向が強まっている。

そのような中で、本年2021年は東京オリンピック・パラリンピックの開催によりスポーツの機運醸成が図られる年でもあることから、この機会を契機と捉え、市民が改めてスポーツの意義や効果を認識し、スポーツ活動を積極的に行うことのできる「古賀市スポーツ月間」を新設する。

## 古賀市スポーツ月間の概要

- 毎年10月（1日～31日）をスポーツ月間に指定
- 月間におけるスポーツ事業を企画・実施
- 月間に実施されるスポーツ活動やイベントへの啓発及び参加促進  
⇒ スポーツへのきっかけづくりから継続的な実施へと促す

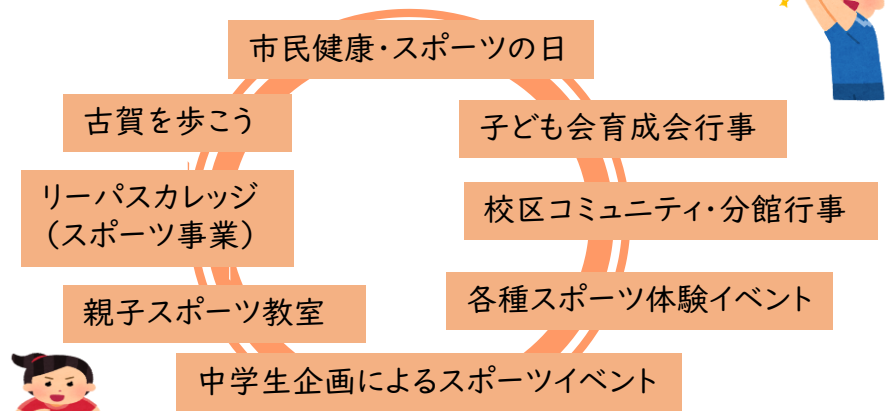
## 期待される効果

- 市民の体力向上や健康の保持増進
- 親子・家族間、仲間同士のコミュニケーション向上
- 地域コミュニティの醸成（スポーツ月間中の地域の関わり）
- 働き方改革を踏まえた部活動改革に伴う生徒の活動機会の確保

## 第2次古賀市スポーツ推進計画における基本目標

- 子どもの運動機会の充実
  - ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
  - 気軽にスポーツに関わることができる環境づくり
  - スポーツをツールとした地域活性化
- 月間中の達成目標にも合致

## 古賀市スポーツ月間中の取り組み



- 体力向上・健康の保持増進
- コミュニケーションの向上
- 地域コミュニティの醸成
- 子どもの活動機会の確保